

平成23年11月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成23年11月17日（木曜日）午後1時30分から午後2時50分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第53号） 平成23年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について（教育局）

日程第 2（議案第54号） 指定管理者の指定について（生涯学習部）

日程第 3（議案第55号） 相模原市公立学校教育目標の改訂について（学校教育部）

4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 齋 藤 文

委 員 大 山 宜 秀

○説明のために出席した者

教 育 局 長 村 上 博 由 教育環境部長 浅 見 行 彦

学 校 教 育 部 長 小 泉 和 義 生涯学習部長 白 井 誠 一

教 育 局 参 事 林 孝 教育総務室長 細 谷 正 行  
兼教育総務室長 担 当 課 長

学 校 教 育 課 長 土 肥 正 高 学 校 教 育 課 長 西 山 俊 彦  
担 当 課 長

学 校 教 育 課 江 戸 谷 智 章 生涯学習部参事 大 用 靖  
指 導 主 事 兼生涯学習課長

生涯学習課 鈴木 雅 文 相模原市 青 木 久  
担当課長 社会教育委員会 議長  
副 議 長

生涯学習部参事 八 木 博 スポーツ課 神 藤 次 郎  
兼スポーツ課長 担当課長

スポーツ課主査 雨 宮 春 生 スポーツ課主査 石 井 博 道

○事務局職員出席者

教育総務室主査 井 上 大 輔 教育総務室主事 越 田 進之介

---

□開 会

◎溝口委員長 ただいまから相模原市教育委員会 1 1 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、小林委員と私、溝口を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方はお入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

---

□平成 2 3 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

◎溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 5 3 号、平成 2 3 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 議案第 5 3 号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成 2 3 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

平成 2 3 年度相模原市一般会計特別会計補正予算書及び予算に関する説明書の 3 ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、1 2 月補正予算の全体の概要でございますが、歳入歳出予算の総額 2, 4 4 4 億 2, 3 0 0 万円に、歳入歳出それぞれ 5 2 億 3, 1 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2, 4 9 6 億 5, 4 0 0 万円とするものでございます。

1 6 ページをご覧くださいと存じます。

下段の「款 5 0 教育費」につきましては、8 9 3 万円の増額で、補正予算全体に占める割合は 0. 2 パーセントでございます。補正後の一般会計予算全体に占める教育費の割合は 7. 3 パーセントとなり、0. 2 ポイントの減少となります。

続きまして、教育委員会の所掌に係る補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

46ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の「款50 教育費」「項25 市民体育費」「目15 総合体育館費」でございますが、説明欄1「総合体育館・北総合体育館施設管理運営費」、(1)の「施設管理事務費」につきましては、麻溝台にございます総合体育館で使用している公式大会用移動式バスケットゴールが故障し、修繕ができないため、更新するものでございます。

以上をもちまして、12月補正予算の説明とさせていただきます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 この設備はいつ導入されて、メンテナンスについてはどういう計画をされていたのか。今回、故障が発覚したということなのですから、従前のメンテナンスではそのようなことはなかったのかどうか。こういうことについて、ご説明をお願いします。

◎八木スポーツ課長 このバスケットゴールでございますが、昭和56年に総合体育館ができたときに購入したものでございます。メンテナンスなのですから、毎年、器具につきましてはメンテナンスを行っているものでございまして、今回は購入してから30年を経過したということで、いわゆるもう修理の部品がなくなったということでございまして、修理がきかないということで、新たに購入するというものでございます。

◎斎藤委員 設備には、多分、耐用年数というのがあると思いますので、計画的に何年間使って、新しいものに変えるという、そういうプランの中ではなかったのですか。

◎八木スポーツ課長 特に、物によっては耐用年数があると思うのですが、通常の場合はメンテナンスを行いながら、その状況を見ていくということを行っておりまして、部品があって、交換できればいいのですけれども、なかなかそれがもうできないという状況ですので、新しく購入という形になってございます。特に、この物は何年使えるというめどとしては、大まかなめどはあるのですけれども、それが何年ということの規定は今のところはございません。

◎斎藤委員 ほとんど新しく購入されるわけですから、従前のものに新しく機能が追加しているとか、何かあるのですか。

◎八木スポーツ課長 ここで新しくするバスケットゴールなのですから、これは国際バスケットボール連盟の認定品ということでございまして、今まであったものも同じような

規格でございまして、特にランクを上げたというものではございません。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第53号、平成23年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第53号は可決されました。

---

### □指定管理者の指定について

◎溝口委員長 次に、日程2、議案第54号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 それでは、議案第54号、指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

はじめに、提案の理由でございますが、津久井又野公園ほか、津久井地域にございます5施設の指定管理者を指定するに当たり、このうち、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場につきましては、教育委員会の所管施設でございますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

それでは、議案第54号をご覧いただきたいと存じます。

1の管理を行わせる施設の名称は、津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場でございます。

2の指定管理者でございますが、所在地は、相模原市中央区富士見6丁目6番23号、名称は、都市整備公社・東海体育指導グループでございます。

3の指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

裏面の議案第54号関係資料(その1)をご覧ください。

都市整備公社・東海体育指導グループの概要でございますが、1の構成員につきましては、公益財団法人相模原市都市整備公社と東海体育指導株式会社との共同企業体となっております。

1枚おめくりいただきまして、議案第54号関係資料（その2）をご覧ください。

指定管理者の選考についてでございますが、1の選考理由といたしましては、（1）の評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い得点を得たこと、（2）の各評価項目において、施設の設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したことなどがございます。

2の選考までの経過でございますが、（1）の指定管理者となる要件は、法人その他の団体でございます。（2）の指定管理者の公募でございますが、ア、募集要項の配布、イ、説明会及び現地見学会、ウ、申請の受付を経まして、（3）の候補団体以外の申請団体のとおり、候補団体を含めた4団体からの申請がありました。

（4）の選考でございますが、申請のあった4団体による提案説明会を公開で実施し、引き続き、スポーツ推進審議会委員及び公認会計士等を含む指定管理者選考委員会において選考が行われました。イの評価基準・評価結果につきましては、（ア）に記載のとおり、候補団体は600点満点中446点の得点でございました。なお、候補団体以外に申請のあった団体の評価基準に基づく合計得点は、（イ）のとおりでございます。

以上をもちまして、議案第54号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 評価基準・評価結果の表の中で、収支計画の得点が48点満点中18点ということで、ほかに比べると著しく評価が低いかなと。この辺のところはどういう問題点があるのか、ちょっとご説明いただけますでしょうか。

◎八木スポーツ課長 指定管理者の募集時に、指定管理料の指定がございました。収支計画の中で指定管理料を削減できるかという、1つの項目でございます。その項目の中で、この都市整備公社については目に見える経費の削減ができなかったということで、そういう点をつけさせてもらったということでございます。

◎斎藤委員 そうすると、これは得点のつけ方が相対評価になっているわけですか。絶対的に何点とつけているのではなくて、4社でランクづけをしたときに、そうすると、この点というのは、ほかに比べると、その費用的なものについては、かなり劣っているというふうに読んでよろしいのですか。

○八木スポーツ課長 金額そのものを比べますと、ほかの3社に比べまして、金額的には一番高かったという結果でございまして、それでそういう点が出たということでございます。

◎斎藤委員 もう1点、最後に法令等の遵守という項目があって、これがほかと横並びになっているのがちょっと気になっていて、あまりいい点がついていないのですけれども、これは具体的にはどういうことなのでしょう。

○八木スポーツ課長 これは法令遵守の項目の中で、障害者の雇用率というのがございます。全体の中で1.8%以上障害者を雇用しなければならないという規定があるのですが、それがクリアできなかったということで、このような点になったということでございます。24点中14点ということでございます。

◎小林委員 斎藤委員の関連ですが、今の法令等の遵守で、雇用率の話がありましたけれども、他の3社に対しては、あるいは過去の実績を調査した上でやるわけですか。法令をきちんと守っているとか。初めての会社はわかりませんよね。

○八木スポーツ課長 法令遵守の項目ごとに申請書が出ていますので、その申請書に基づきまして審査を行うということでございます。今申し上げました、例えば、障害者の雇用率についても申請書の中に入っておりますので、それを全部チェックした中の点数でございます。

◎小林委員 わかりました。ありがとうございます。

◎溝口委員長 まず、一番最初の指定管理者の名称なのですけれども、グループというふうに書いてありますが、この意味は何かということですが。

それから、もう1つは、次の議案第54号の関係資料(その1)の規模のところの基本財産等というところです。都市整備公社ですけれども、役員が12名、職員が427名いても、基本財産が200万円ですか。それから、東海体育指導、これもかなりいますけれども、資本金が1,000万円。何かちょっと社会的な常識からすると、すごく少ないような感じがするのですけれども、この辺の理由をお聞かせ願いたいということ。

もう1つは、この選考委員の役職名等が出ておりますけれども、具体的な方々の、お名前がもしあれでしたら、立場というのでしょうか、そういうのをお聞かせ願いたいと思います。

○八木スポーツ課長 まず、名称でございます。議案にもございますように、都市整備公社・東海体育指導グループということですが、両方でJVを組んだということでグループとなっているものでございます。

◎溝口委員長 グループというのは、同族会社ということですか。

○八木スポーツ課長 いえ、もともと別な団体なのですが、管理する施設によって分担をしているということでございます。具体的に申し上げますと、東海体育指導株式会社は水泳指導等が専門の団体ですので、小倉プールを管理し、残りの施設については都市整備公社が管理をするという形で、6施設の管理を2つの団体で行うということでグループということになったものでございます。

それから、次の基本財産についてでございますが、確かに、例えば、都市整備公社ですと、基本財産が200万円ということでございますが、これは市の出資金ということになってございます。

あと、東海体育指導株式会社の基本財産等でございますが、関係資料（その1）のところにございますとおり、資本金が1,000万円ということで、これを基本財産等という項目で記載しているということでございます。

選考委員の個々のお名前でございますけれども、6名おりますが、まず、金子登志子さんでございます。スポーツ推進審議会委員の委員長でございます。それから、公認会計士でございます、小林新太郎さんでございます。それから、もう一人、民間では、山内幸さんということで、これは独立行政法人都市再生機構の方でございます。それから、あと3名は、生涯学習部長の白井部長でございます。委員長をやっております。あと、市の職員で、津久井環境課長の内田課長でございます。それから、私、スポーツ課長の八木が加わって、6名で選考させていただきました。

◎溝口委員長 そのグループという言葉の意味なのですかけれども、同じ資本ではないわけですか。そうすると、仕事の内容によって分かれているということですか。

○八木スポーツ課長 この津久井地域の6施設の応募に対して、複数の団体で応募したということで、グループという名称となったものでございます。これは市がつけたわけではなくて、応募する団体が都市整備公社・東海体育指導グループという名称で申請したということでございます。

◎斎藤委員 そうすると、この評価は、例えば、申請団体の経営状況は個々に違うわけですから、どういうふうに評価をされたのですか。1つのものとしてこの評価値が出ているというのが、ちょっとよくわからないのですけれども。

○八木スポーツ課長 そのグループごとに経営状況を審査したということになります。1つずつの団体ごとに審査して、総合的にこの点数をつけたということでございます。



◎齋藤委員 では、ほかは単独での申請をしていますので、ほかは単独の評価で、ここだけは2つセットだから、足して2で割ったというような状況なのですか。

○八木スポーツ課長 そうです。両方の団体の評価をして、それで1つの点数をつけているということです。

◎齋藤委員 それも、片方は公益法人ですから、一般のいわゆる株式会社とは経営の形態も全く違いますし、それを同じ土俵で評価するというのは、ちょっとイメージがつかないのですけれども。

○八木スポーツ課長 都市整備公社の方は公益財団法人ということで、東海体育指導の方は株式会社ということでございます。

◎齋藤委員 その辺は審査の過程で、何か議論ですとか、付帯意見等はつかなかったのですか。

○八木スポーツ課長 もちろん、公認会計士の方が選考委員にいらっしゃいますので、専門家の目を見て、経営状態については問題なしという評価をいただきました。

◎大山委員 グループの中で、結局、都市整備公社から東海体育指導の方に又請けというような形なのでしょうか。共同で事業をやるのでしょうか。

○八木スポーツ課長 先ほど申しましたとおり、6施設ございますけれども、東海体育指導はプールの管理を主にやっている株式会社ですので、小倉プールを東海体育指導が管理するということです。それと、そこに隣接します小倉テニスコートの方も一緒に管理します。残りの4施設につきましては、都市整備公社の方が管理するというところでございまして、施設によって管理を分けているという状況でございます。

◎溝口委員長 小倉テニスコートと小倉プールは管理の方法が別扱いということですか。

○八木スポーツ課長 小倉の2つの施設については、東海体育指導の方が専門で管理しているという状況でございます。そのほかの又野から名倉の施設については、これは都市整備公社が管理をするという形です。

○白井生涯学習部長 確かに、実質的には、今、スポーツ課長がお話ししましたように、それぞれ得意な分野をそれぞれ管理するということになるわけですがけれども、指定管理者としては一体、1つの共同企業体として申請しておるわけですので、総体的な管理というのは、どちらかという、都市整備公社が中心となって管理しています。ただ、小倉プールですとか、そういう特殊な施設については、より慣れた事業者に入っていて、一体的に指定管理者としての体制を整える。そのような形で運営されております。

◎溝口委員長 そうすると、東海体育指導株式会社の方はプールとかテニスコートなんかが得意なのですか。

○石井スポーツ課主査 東海体育指導株式会社につきましては、指定管理者の公募の際に、申請書に実績表、公共施設での管理実績を出させております。その中では、主にこういった公共施設のプールなどを得意にしている業者です。また、その東海体育指導株式会社の成り立ちといたしましては、東海大学水泳部のOBが設立した会社ということで、特に水泳の管理部門、水泳の監視員の派遣などを専門にしている業者でございます。

◎斎藤委員 でも、そもそもこの指定管理者を公募したときに、一括してこの6つを管理してくれる会社を募集したわけですよね。そうしたときに、ここだけ、自分のところは水泳は不得意だから、そこはこの人たちにやらせるから、というような形態が許されるというのは、ちょっと違和感があるのですけれども。もし、それであるならば、例えば、共同した会社を設立して、というのならまだわかるのですけれども。そこはほかの団体との公平性に欠けるのかなと思いますけれども。

あと、責任の問題で、管理を一括してやったときに、片方の東海体育指導の方で何かあったときに、立場上、都市整備公社の方は関係ないで済まされるような仕組みなのですか。

○八木スポーツ課長 確かに、グループとして都市整備公社と東海体育指導があるのですけれども、代表企業としては都市整備公社で、東海体育指導は構成企業ということになっております。グループとして責任をとるということになりますので、片方が何かあったから片方だけというわけではございません。2つの団体で1つの別の企業をつくるということについてですけれども、今回の申請については、グループという1つの企業のような形で申請がなされているということでご理解をいただきたいと思います。

◎斎藤委員 こういう仕組みというのは、一般的なことなのですか。

○白井生涯学習部長 実は、後ほどの報告の中でも、麻溝公園の指定管理者は4社のJVなのです。先ほど、指定管理者となる要件についてご説明させていただきましたけれども、その中で、法人その他の団体ということで、これは1企業だけではなくて、JVを組んで1つの団体として申し込むことは可能でございます。それで、そういうJVを組んだところ、あるいは単体で申し込んできたところ、それは基本的に要件に合致しているものでございますので、その中で、申し込みされたそれぞれの企画書、それをもとにして評価をしていくということでございます。

こういった例は、建設土木等も含めて、いろいろな企業同士で組んで、そして、当然、

もちろん、それぞれのきちっとした契約をした上で、市の要件に合致したものについては、それはオーケーということになるわけでございまして、この指定管理者についても同様の考え方を持っているということでございます。

◎斎藤委員 ありがとうございます。

◎溝口委員長 都市整備公社というのは、どういう団体なのですか。

○八木スポーツ課長 これは市が出資している市の外郭団体でございまして、主な業務としては、指定管理や市の委託施設の管理などを行っている団体でございまして、市の職員も財団へ派遣しております。

◎小林委員 相模原市の教育委員会が所掌している施設の中で、この指定管理者を指定して管理を行わせる状況というのはどんな状況なのでしょう。

○八木スポーツ課長 市全体の状況についてご説明いたします。市の施設の中で指定管理者制度を導入している施設といたしましては、例えば、駅前にあるような公共駐車場や公共駐輪場、市営住宅の管理、それと私どものようなスポーツ施設や公園施設など、公共施設全般に広がっております。

また、地方自治法の中でも、こうした公の施設に関しましては、指定管理者制度のもとで管理するか、もしくは市、教育委員会の直営で管理するか、この二者択一ということになってございます。

◎小林委員 わかりました。そうすると、この指定管理者を指定する管理方法をとっている背景というのは、そもそも何なのでしょう。

○八木スポーツ課長 市が直接管理するのではなくて、民間の手法を導入して、より効率的により新しい手法で管理するというのが1つでございます。もう1つは、民間のノウハウを活用し、より効率的な経営を行うことで、経費削減を図れるということです。

◎小林委員 では、これの方が経費は削減されているのですか。

○八木スポーツ課長 指定管理者制度においては、人の効率的な配置など民間の手法を活用した効率的な管理運営を行っておりますので、市の直営よりも経費としては削減されているということでございます。

◎小林委員 ありがとうございます。

◎大山委員 今回の指定管理以前にも、都市整備公社が管理していたのですね、平成21年4月からということですから。ということは、多分、津久井地域と旧相模原市が合併したことによって、管理を任されたということになりますよね。その際には、特にこういった

議論というのはなかったのでしょうか。

○八木スポーツ課長 すみません、議論というのは、どのようなことでしょうか。

◎大山委員 議論というか、今のようなお話というのはなかったのでしょうか。最初に指定管理者に指名したときに、当時、今のようなこういうお話というのはなかったのでしょうか。

○八木スポーツ課長 今回は第2期目ということでございます。委員がおっしゃられたように、第1期目は平成21年度から3年間ということでございますが、そのときには3社から応募がありまして、3社の中から選考したものです。当時も今のような議論があったかと思うのですが、選考委員会において都市整備公社と東海体育指導が決定されたということでございます。もちろん、初めての指定管理者の選考でしたので、いろいろな議論があったと伺っております。

◎溝口委員長 この議論のきっかけは、グループという、この言葉にあるような気がするのです。それからいろいろ波及していったように思うのですけれども、そのところは、別々をお願いするのであれば、別々の名前を出してはいけないのでしょうか。そうしないと、先ほど斎藤委員の方からも意見がありましたように、評価のところの整合性がとれないのではないかというふうに私も思います。ですから、その辺のところは、あと何年先ですか、そのときにはもう少し整理された方がよろしいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○白井生涯学習部長 先ほど申し上げましたように、市が行っております指定管理者は、例えば、体育協会、そのほか、文化財団ですとか、いわゆる外郭団体、あるいは関連団体と民間事業者が一体となって申し込んでくるケースが結構ございます。それ以外にも、土木建築で、話はちょっと別になりますけれども、民間同士で共同企業体をつくるケースというのは多々ございます。

この場合も、本来、小倉プールなら小倉プール、あるいは小倉テニスコートなら小倉テニスコートと、それぞれ行うことも可能なのでございます。しかし、あまりにもそれぞれの規模が小さいということになりますと、効率的な管理という点では、非常に不効率になるだろうということが想定されるわけでございます。一体的に管理していただくことによって、職員の配置ですとか、そういった安全管理、清掃その他、そういったものも一体的に効率的に管理できるだろうということで、この津久井方面にある6つの施設、そのうち、今、教育委員会の所管のことをお話ししているわけでございますけれども、そういっ

たことが効果としてさらに考えられるであろうと。それを受けていくには、グラウンドならグラウンド、全く同じものならばよろしいわけですがけれども、当然、安全性をより重視しなければいけない、あるいは専門的な指導者、そういったものを配置しなければいけない、それぞれ特徴がございますので、これにはいろいろな事業者同士が手を組んでいただいて、より効率的、効果的、そういう管理運営をしていただくことの方がむしろ望ましいのだらうというふうに考えております。そういった意味で、本市の指定管理者の応募に当たっては、そういった共同企業体というものも十分に認めた中で施行しているということでございます。

◎溝口委員長 繰り返すようで申し訳ありません。先ほど、小倉テニスコートと小倉プールについては東海体育指導株式会社、それ以外については都市整備公社というふうに私は理解したのですが、そういうふうな理解ではいけないのですか。

○白井生涯学習部長 実質的にはそのように分けているわけなのですが、ただし、先ほど申し上げましたように、代表管理者と申しますか、代表になっているのが都市整備公社でございますので、例えば、小倉プールの運営についても、都市整備公社が頻繁に情報交換をしたり、あるいは見に行ったり、適正にやられているかどうかというようなことも行われております。また、それぞれの課題、問題点も双方で話し合っ、そして、必要によっては市と協議したりもするケースがございます。そういった意味で、確かに分担はしているのですけれども、管理運営自体は一体として行っているということでございます。

◎溝口委員長 わかりました。

ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第54号、指定管理者の指定についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第54号は可決されました。

---

#### □相模原市公立学校教育目標の改訂について

◎溝口委員長 次に、日程3、議案第55号、相模原市公立学校教育目標の改訂についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小泉学校教育部長 議案第55号、相模原市公立学校教育目標の改訂について、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、教育基本法等の改正による教育環境の変化及び合併、政令指定都市移行等により相模原市公立学校教育目標の一部を改訂いたしたく、ご提案するものでございます。

改訂の内容につきましては、次の2点でございます。

1点目は、名称の「相模原市公立学校教育目標」を「相模原市立学校教育目標」に改訂するものでございます。

2点目は、前文の文言の一部を改訂するものでございます。

なお、内容の5つの目標については、改訂はございません。

また、この目標は、平成24年度から施行するものでございます。

以上、よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小林委員 相模原市公立学校教育目標として、スタートして20年くらいたっているわけでございますけれども、この学校教育目標というのは、実際に学校ではどのように扱われてきているのか。現在も扱っているのか。それをご説明いただければと思います。

○土肥学校教育課長 この学校教育目標が学校でどのように扱われているかというご質問ですけれども、この目標は、本市が目指します魅力ある学校、そこで育まれます子どもたちの姿を総括的に表現したものでございます。そのため、各学校では、この公立学校教育目標を1つの基本としながら、地域、あるいは学校の特徴を生かして、重点的に取り組む教育活動でありますとか、それから、子どもの姿を自校の学校教育目標という形で定めて、それに基づいて教育を行っております。そうした全市的な総括的な表現という形で、各学校は自校の教育目標に生かしていると、こういった扱われ方というふうに理解しております。

◎小林委員 ありがとうございます。

◎大山委員 今回の改訂に当たりまして、学校の意見や考えというのはいかがなものだったのでしょうか。

○土肥学校教育課長 先ほどの提案でも申し上げましたとおり、この5つの目標の内容につきましては、本日の学校教育に長い間の中で定着してきておりまして、そこで掲げている

理念につきましても、これからも目指していきたい子どもたちの姿であるというところから、あえて変更の必要はないという意見が多かったというふうに理解しております。

ただ、この目標等の示し方につきましてでございますが、前文については本市の教育理念等が示されており、また、一部改訂もあることから、改めて教職員への周知は必要であり、重要であるという、そういったご意見をいただいております。

なお、子どもたち、児童生徒へは、この目標の内容のみを提示し、その部分について、子どもたちにも理解を図る、こうした方向が望ましいと、こういった意見をいただいております。

◎齋藤委員 まず、1点目は、昨年度、相模原市教育振興計画が策定されたかと思うのですが、それとこの学校教育目標との関連ですとか、反映されている部分ですとか、そういうところがあったら、ご指摘いただきたいと思うのですが。

○土肥学校教育課長 先ほども申しましたように、この公立学校教育目標は、改訂後、市立学校教育目標としてまいりたいというふうに考えておりますけれども、この内容につきましては、既に平成2年度から、この目標の中で学校教育が行われております。その中で、昨年度から、いわゆる教育振興計画の中でも、そうした目指す子どもたちの姿に基づいて各学校の教育を展開していくに当たっては、どういった計画が適切であり、どういった施策を進めていくことが必要かという視点の中で教育振興計画が作成されたというふうに理解しております。

もちろん、今回の改訂に当たっても、教育振興計画の内容とこの公立学校教育目標が整合性がとられているかどうかということは改めて吟味をして、これからもこの理念で十分、相模原市として進んでいけるだろうという判断のもとで、今回、目標の内容については、具体的には5項目の内容については改訂しないという形の中で進んでいこうという結論に至りました。

◎齋藤委員 もう1点、今後、この教育目標を現場にどんな形で浸透させていくか、それについて、ちょっとご説明をお願いします。

○西山学校教育課担当課長 現行の学校教育目標につきましては、今までもお話しさせていただいているとおり、平成2年の改訂を受けまして、20年たっているものでございます。今回の改訂は、再度、学校教育目標について、教職員や児童生徒への周知、また、その理解の絶好の機会ととらえているところでございます。

特に、子どもたちへの指導につきましては、児童生徒向けにこの目標の内容を詳しく解

説した資料等を作成、配布いたしまして、学級活動等の中で学級担任等から指導していただくことを考えております。また、学校の中での計画等につきましては、その掲示の方法等につきましては、今後、校長会と相談いたしまして、調整を図っていこうと考えているところでございます。

◎**小林委員** 今や学校教育は、社会教育との関係の中でさらに豊かにしていかなければならない時代だと思いますが、先ほど、子どもたちへという話がありましたが、保護者や地域へは何かお考えはありますか。

○**西山学校教育課担当課長** 保護者等への周知の方法等につきましては、この新しく改訂されます学校教育目標につきましては、まず学校への周知が第一と考えておりますけれども、学校の方につきましても、校長会と調整いたしまして、学校のホームページであるとか、あるいは学校でのたより、また、本市の教育委員会のホームページ等を通じまして、このように改めて改訂されましたということを広く市民、また、保護者の方にも通知していこうと考えているところでございます。

◎**小林委員** ありがとうございます。

◎**斎藤委員** 今の小林先生の話で、私も一応、保護者の一人なのですがけれども、昨年度の教育振興計画が改訂されたということも、無気力な保護者の一人としてあまりぴんとくるようなお話がなくて、せっかくこういうように新しい時代に向けて目標もつくりましたので、子どもたちだけではなくて、保護者に対してもいろいろなアピールをしていただけるといいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

◎**溝口委員長** 学校教育課の方によろしく願いしたいと思います。

ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎**溝口委員長** ありませんので、これより採決を行います。

議案第55号、相模原市公立学校教育目標の改訂についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎**溝口委員長** ご異議ございませんので、議案第55号は可決されました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

では、事務局から報告があるようです。職員の入れかわり後、報告をよろしく願いいたします。



○村上教育局長 それでは、「生涯学習社会における社会教育施設のあり方について」の答申について、ご報告を申し上げます。

社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づきまして、平成21年12月8日に、教育委員会から社会教育委員会議に対し、「生涯学習社会における社会教育施設のあり方について」の諮問を行いました。

これを受け、社会教育委員会議では、平成22年度に定例会6回、小委員会5回、平成23年度にはシンポジウム1回、定例会6回を開催し、平成23年11月15日の定例会での審議をもち、答申書がまとまりましたので、本日、ご提出いただくものでございます。

社会教育委員会議を代表し、副議長、青木様から、答申書を溝口教育委員長にお渡しいただきます。それでは、お二方、前にお進みいただきたく存じます。

○青木副議長 よろしく願いいたします。

◎溝口委員長 2年間、どうもご苦勞さまでございました。これは相模原市教育の社会教育分野に生かしたいと思えます。どうもありがとうございました。

○村上教育局長 ありがとうございます。

続きまして、相模原市社会教育委員会議副議長、青木様から、答申書について、ご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○青木副議長 では、改めまして、皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました、社会教育委員会議の副議長をしています、相模原市公民館連絡協議会の会長もしております、青木と申します。よろしく願いいたします。

それでは、答申の主な内容についてご説明したいわけですが、その前に、本日、社会教育委員会議議長の福田委員が都合により出席できませんでした。それで私が出席しているわけなのですが、議長から伝言をいただいておりますので、ちょっとその前に伝言をお伝えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回の答申では、合併に伴う社会教育施設の利用方法などの相違点を調整し、統合を進めていくことが主な内容となっております。中でも、公民館のあり方につきましては、以下の点が確認されました。

公民館のあり方については、基本的に相模原市の社会教育に引き継がれてきた民主的な運営を継承することになりました。今後は、時代の要請に即し、市民に広く開かれた、より一層利用しやすい施設として、文化的で住みやすい地域づくりに寄与していくことが望まれます。

また、施設の使用料について、重点的に審議されましたが、公民館につきましては、意見の一致を見ることができず、今後の検討課題として残されました。

折しも、審議期間中に大震災が起き、その復興の過程で、公民館の役割の重要性が再認識されつつあります。災害への対応という観点からも、公民館のあり方を見直していく必要があると思われまます。

また、社会教育施設全般について言えることですが、社会教育と学校教育との連携の強化、社会教育施設同士、あるいは各種地域団体とのネットワークの構築が望まれるところではあります。

さらに、高度情報化社会に対応すべく、設備のあり方や利便性の面からも、中長期的見通しの中で、漸進的に改善・改良されていくことを希望いたします。

社会教育委員会議長、福田須美子。

以上でございます。

それでは、議長からの伝言と重複するところもございしますが、私から、答申の主な概要について、ご報告申し上げます。

答申は、生涯学習社会の実現へ向け、教育基本法や社会教育法の改正、市町村合併、政令指定都市移行など、本市の社会教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、社会教育施設やそれを支える行政の役割と今後のあり方について、公民館を中心に述べています。

答申の特徴としましては、社会教育施設の果たすべき役割として、3点ございます。事業や学習活動を促進するため、住民の学習ニーズの把握に向けた公民館における事業評価の実施、公民館とNPO法人など関係団体との連携、事業の実施やグループ、サークルなどの育成を通じた学習成果のまちづくりへの還元。

また、社会教育行政の役割として、社会教育施設とNPO法人、民間団体などとの相互ネットワークの構築、旧4町の公民館の歴史的経過、地域性を考慮した現体制の継続、利用しやすく、わかりやすい管理運営に向けた旧4町の公民館の開館日などの統一化、公民館の使用料についての市民や関係者からの意見を踏まえた継続した議論の必要性などを主なものとして挙げています。

答申の提言を踏まえ、社会教育施設にかかわる施策の推進に取り組んでいただくよう、お願い申し上げます。

以上が、主な報告の内容でございます。よろしくお願いたします。

○村上教育局長 副議長さんからご報告をいただきました。委員の皆様の方で、何かござい

ましたら。

◎溝口委員長 答申の3ページ、④地域の連帯感の醸成というところですが、その上から4行目の後段に「学習成果が必ずしも十分に地域の連帯や地域づくりに結実していない状況が見受けられます。」と書いてございますが、これは具体的にどういうことかということですか。

それから、その次の「こうしたことから、」という部分ですが、これは私もこのとおりだというふうに思っております。それで、これと上の関係はどういうことになっているのか。上の方の疑問に答えたのが下なのかという。そのところをちょっとお願いしたいと思うのですけれども。

○青木副議長 これにつきましては、今回の答申で、東日本大震災を踏まえて、そして、社会教育施設としての役割として反映しているわけですが、その中で、特に、地域社会の強い絆や助け合いなど、地域におけるつながりが再認識されたと。そういった意味で、結実していないところが社会教育委員会議で話し合われたことなのですが、それを受けて、今ありました、「こうしたことから、地域の課題学習やもとより、」というところにつながっているのですけれども。よろしいでしょうか。

◎溝口委員長 そのとおりの文章であれば、よく理解できるところでございます。ありがとうございました。

◎斎藤委員 ありがとうございます。相模原市も日本の中において高齢化が急激に進んでいる状況もございますし、また、都市化も非常に進んでいるというような、社会教育というものが何かますます難しくなっているような気が非常にいたします。そんな中であって、多様な人たち、外国人の方の人口も増えておったり、いろいろな環境変化に対して、今後、どんなところを重点的に、社会教育の方向性というのですか、を考えていったらいいのかということについて、いろいろお話があったかと思っておりますけれども、もし教えていただければと思います。

○青木副議長 十分なお答えにならないかと思うのですけれども、この諮問を受けた内容が、生涯学習社会における施設のあり方ということなので、もっと広い意味での話に、今のご質問はなるかと思っておりますので、そういうことは、これからの社会教育を進めていく中で、当然、起きてくる問題だと思いますので、できたら、そういったことも、今日、質問いただいたことも、これからの社会教育委員会議の中で反映していければいいかなというふうに思います。

◎斎藤委員 ぜひいろいろとお知恵をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

◎大山委員 今のお話の中で、災害時における公民館のあり方を見直す必要があるということであったのですが、実際に、その会議の中で、まとめの中で、万が一、震災が起こった場合ということを想定して、具体的な考え方とか具体的な動きとか、そういったご意見というのは何か出たのでしょうか。

○青木副議長 今回の震災を受けて、やはり公民館という場所は、相模原市以上に全国のほかの公民館は非常に多様な役割を果たしているということで、相模原市の公民館も、そういった面で今の活動よりももっと広げて、やはりそういう有事のときに本当に効果的に使えるような施設としても考えていかなければいけないという点については話し合いを行いました。

◎小林委員 この文章に載っているとおり、社会教育法が2008年に改訂されまして、その中の趣旨として、先ほどの議長さんのメッセージにもあったようですが、社会教育における学校教育の支援、あるいは協力の姿勢が非常に重要な性格として条文化されてきているわけですね。その中で、学校での学習授業の実施、あるいは奨励等に大きな変更が加えられているのですが、やはりその点は非常に大事ですということをおっしゃっておりますけれども、何か具体的に、論議の中で、こういう活動がありうるなということがおありだったかどうか。もしおありだったら、ご紹介いただければと思います。

○青木副議長 学校との連携というのは非常に大切であるということは、委員の皆さんが承知していることですが、社会教育施設のあり方という諮問をいただいたので、あまり深入りしなかったというのが事実でございます。これからは学社連携はやはり大切なことかと思っておりますので、具体的に、社会教育が学校教育とどう連携できるのかということはやはり話し合う必要があるのではないかと思います。

◎小林委員 ありがとうございます。

もう1点、よろしいですか。私も今日、津久井におりましたので、公民館の開館日を統一するとか、あるいは使用料云々という話は随分前から出てきているわけですね。その中で、具体的にどんな経緯があったのか。使用料等の引き続き検討という話でございますけれども、具体的なご意見等ありましたら、教えていただければと思いますが。

○青木副議長 社会教育委員会では、住民の自由で自主的な学習、それから、文化・スポーツの活動を奨励して、保障するために無料であるという意見、それと、サービスを受け

る者に一定の負担を求めることは、公平性の観点から受益者負担の導入に向けた検討が必要であるというような意見、両方の意見が出て、正直言って、結論が1つに絞れなかったというのが現実でございます。ですから、そういう意見があつて、ちょっと1つにまとめられなかったと。それで、今後の1つの検討課題にしたいということでございます。

◎小林委員 ありがとうございます。

○村上教育局長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○村上教育局長 それでは、以上で説明を終わりにしたいと思います、青木副議長さん、本当にありがとうございました。

青木副議長さんは所要がございますので、ここで退席させていただきます。

○青木副議長 では、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◎溝口委員長 どうもありがとうございました。

○村上教育局長 それでは、続いて、報告案件ということで行いたいと思います。

○白井生涯学習部長 生涯学習部長より説明させていただきます。

相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者の指定について、ご説明させていただきます。

こちらは、都市公園内に設置されたスポーツ施設につきまして、相模原市長が相模原市議会に提案するものでございます。

本議案の教育委員会とのかかわりでございますが、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則、これによりまして、スポーツ課が日常の維持管理を行っている施設でございまして、そういった意味で報告案件とさせていただきます。

2の指定管理者でございますが、所在地は、相模原市中央区富士見6丁目6番23号、名称は、相模原市体育協会グループでございます。

3の指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

次のページの議案第125号関係資料(その1)をご覧ください。

相模原市体育協会グループの概要でございますが、1の構成員につきましては、財団法人相模原市体育協会、株式会社NTTファシリティーズ、日本体育施設株式会社、株式会社ギオンの4社の共同企業体でございます。

なお、選考の経過についてでございますが、先ほどご説明させていただきました、議案第54号と同様の手順により選考を行いました。

申請団体は候補団体のみでございましたが、提案説明会及び選考委員会を行った結果、評価基準・評価結果につきましては、資料の最終ページにございますとおり、500点満点中368点の得点でございました。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○村上教育局長 それでは、説明が終わりましたので、何かご質問ございましたらお願いいたします。

◎齋藤委員 4つの団体での構成員となっておりますけれども、それぞれきっと役割がございますでしょうと思っておりますので、それについて、ちょっとご説明いただけますか。

○八木スポーツ課長 4つの団体の役割でございます。

まず、1つ、相模原市体育協会でございます。これは代表企業でございまして、管理全体でございます。あとは例えば、スポーツ教室ですとか講演会とか、いわゆるソフト面を担当しているものです。また、受付業務等もここで担当しております。

それから、株式会社NTTファシリティーズにつきましては、競技場の施設関係、それと設備関係を担当しておるものでございます。

それから、あとは日本体育施設株式会社、これはグラウンドの中の芝生の管理を主にやっているものでございます。

それから、株式会社ギオンでございますが、ここで新たにギオンがこのグループに加わったということございまして、1つはトレーニングの教室を開くという提案がございまして、ここが担当するというございまして。それと、大会時にバスの提供をして、送迎するという提案をしているものでございます。

このように、この4つの企業・団体がそれぞれ業務を分担するという形でグループをつくっているということでございます。

◎溝口委員長 この4つのグループで、どこの企業が何を担当するかというのは、あらかじめ決まっているのですか。

○八木スポーツ課長 この体育協会グループは、各団体で役割分担をした中で申請をしているという状況でございます。

◎溝口委員長 率直な質問で申し訳ありません。例えば、相模原市体育協会は役員18名、職員27名。基本財産はこれくらいだとしても、この職員27名でこの仕事を請け負うわけですか。それとも、何か、下請けのような形、という言葉は使ってはいけないのかもしれませんが、そういうような形をお願いするのですか。その辺をちょっと。

○八木スポーツ課長　ここの3の規模のところへ上げさせていただいているものは、この会社等というか、団体の全体の構成員を上げさせてもらっているものでございまして、ここが全部、指定管理にかかわるといえるものではないかと。この一部が指定管理にかかわるといえることではございます。

◎溝口委員長　また申し訳ありません。そうすると、職員27名で相模原市体育協会が請け負った仕事をやるのですか、とお聞きしたのですけれども。

○石井スポーツ課主査　体育協会は市のスポーツ振興を担う団体といたしまして、これとはまた別の業務といたしまして、市民選手権等の業務委託も行っております。また、今回のこの指定管理の業務を実施するに当たりましては、その27名のうちから選任された職員が実際に競技場に入って、運営を行うということではございます。

◎大山委員　先ほどの指定管理の方法のグループという言葉を使っていると。今回もやはり体育協会グループという名称なのではございますけれども、教育関係以外、市の指定管理の方法として、先ほどは建築業界で、こういった2つとか3つとかの会社の共同体ということでは入札という形も挙げられましたけれども、ごく普通の方法なのではございますか。その辺をちょっとお伺いしたいと思うのですけれども。

もしあれでしたら、例えば、その体育協会が実際に運営管理をして、あとの3社というのは実際の業務を担当すると、私はこの内容を見て思うのですけれども。主たる管理責任は、やはり体育協会がなされるのではないかと。その場合に、例えば、体育協会が1つで名乗り出るといえることは可能なのではないのでしょうか。

○八木スポーツ課長　今回は4社ということではございますが、中には、例えば、仮に体育協会1社ということも考えられます。その中で、専門的な分野がございまして、例えば、その体育協会が指定管理を受けた後、それぞれの施設整備とか芝生の管理とか、そういう面でさらにまた再委託ということも考えられますが、今回の場合については、はじめから各専門の分野で、これだけでグループを組んで申し込んでいるということではございますので、それも指定管理者制度においては認められているという状況ではございます。

指定管理者への申請については2つの方法がございまして。一旦は1つの団体が指定を受け、あとは再委託する方法と、もう1つは、今回のように、はじめから専門分野でグループを組んで申請するという方法ではございます。今回はその形になっております。

◎溝口委員長　よろしいですか。ほかに質疑、ご意見等ございませぬでしょうか。

では、この件はこれでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 次に、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 では、ここで、次回の会議予定日を確認いたします。

次回は、12月8日、木曜日、午後2時30分から、当教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は12月8日、木曜日、午後2時30分の開催予定といたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

---

□閉 会

午後2時50分 閉会